

精華町告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、  
精華町国民健康保険病院の指定管理者を次のとおり指定した。

平成17年12月26日

精華町長 木村 要

1 指定をした日

平成17年12月26日

2 管理を行わせる公の施設の名称

精華町国民健康保険病院

3 指定を受けた団体の名称及び所在地

医療法人医仁会

京都市伏見区石田森南町28番地の1

4 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで